

入札説明書

この入札説明書は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、本件調達に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

件名 自動血球分析装置用検査試薬

数量 別添仕様書のとおり。

(2) 調達案件の仕様 別添仕様書のとおり

(3) 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 納入場所

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県熊谷市板井1696番地

埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780番地

埼玉県立小児医療センター 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立精神医療センター 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地2

(5) 入札方法

本件入札は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱に基づき行う。

2 最低制限価格（又は調査基準価格）の設定

設定しない。

3 入札参加資格

(1) 契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。

(2) 令和3・4年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載され、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和3年4月15日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法

確認申請書を後記17の場所へ、郵送（簡易書留又は書留に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 結果の通知

競争入札参加資格の確認結果は、令和3年4月19日（月）午後5時までに確認申請書に記載のメールアドレスに、電子メールにより通知する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

5 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書等に関する質問及び回答は、以下のとおり行う。

(1) 受付期間

令和3年4月5日（月）午前9時から令和3年4月8日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第2号）を電子メールにより提出すること。

(3) 提出場所

後記17の電子メールアドレス

(4) 回答の方法

当機構の本件入札に関するホームページに掲示する。

(5) 回答の日時

令和3年4月12日（月）午後5時までに掲示する。

6 入札保証金

別紙「入札保証金について」のとおり

7 入札書の提出

入札参加資格者は、以下のとおり入札書を提出しなければならない。

(1) 入札書提出期日

令和3年4月21日（水）午後5時（必着）

(2) 入札書の提出方法

ア 郵送（簡易書留又は書留に限る。）又は持参により提出する。

イ 入札書は、二重封筒に封入しなければならない。入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、外封筒の封皮には「令和3年4月22日開札 自動血球分析装置用検査試薬 入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 初度の入札で予定価格の範囲内で有効な入札がなかった場合は再度入札を行うので、再度入札に参加する者は初度入札用の入札書及び再度入札用の入札書をそれぞれ封入すること。その際、中封筒の封皮に「初度入札」・「再度入札」の区別を記載すること。再度入札を辞退する場合は、再度入札用の入札書に代わり入

札辞退届（様式第 5 号）を封入すること。

エ 外封筒内に、中封筒又は入札書が 1 通しか封入されていない場合は、その入札書は初度入札についてのものとみなし、再度入札については辞退したものとみなす。

(3) 入札書の提出場所

後記17の場所

(4) 入札書の作成要領

入札書は、以下のとおり作成すること。

ア 本件公告とともに掲示されている「令和 3 年度自動血球分析装置用検査試薬入札書.xlsx」（以下「入札書・明細書エクセル」という。）をダウンロードし、「入札内訳書」タブの「包装単価」欄に各検査試薬の見積単価（税別）を整数で入力すること。

イ 落札決定に当たっては、「入札書・明細書エクセル」の「入札書」タブ（以下「入札書」という。）の「入札金額」欄の金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、アにより入力する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（整数）とすること。

ウ 「入札書」の「入札金額」欄には、本件調達に係るすべての検査試薬について、「入札内訳書」で入力した「包装単価」と「予定数量」を乗じて得た金額の合計額が表示される。

エ 「入札書」に住所又は所在地、社名、代表者職・氏名、代理人氏名（代理人が入札する場合）、くじ番号を記載し、印刷すること。「入札書」には、代表者印を押印（代理人が入札する場合は代理人が押印）すること。

オ 「入札内訳書」を印刷し、入札書と併せて提出すること。入札内訳書には押印は不要である。

カ 代理人が入札書を作成する場合は、「委任状（様式第 3 号）」を作成し、合わせて提出すること。

キ 包装単価欄に整数以外を入力した入札、一部の検査試薬の包装単価欄に入力がない入札は、後記 8 (4)（不備な入札見積金額内訳書を提出した者がした入札）に該当し、無効である。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保守金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札

(4) 入札書と併せて入札見積金額内訳書の提出が求められた入札において、不備な入札見積金額内訳書を提出した者がした入札

- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札
- (7) 入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 入札者の押印がない入札書による入札
- (9) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (10) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (11) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (12) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (13) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (14) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (15) 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (16) 前各号に定めるもののほか、この公告に示す事項に反した者がした入札

9 開札日時

令和 3 年 4 月 22 日（木）午前 9 時 20 分

10 開札への立会い

開札への立会いは、不要とする。

なお、特に立会いを希望する者は、確認申請書の余白に立会いを希望する旨を付記することにより、開札に立ち会うことができる。

その場合において、立会者の集合すべき場所、日時等は、入札執行者から通知する。

11 落札者の決定等

- (1) 予定価格の 100/110 以下の価格で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札とすべき同額の入札をした者が 2 者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじは、別紙「電子入札くじについて」のとおり実施する。電子くじの実施に当たっては、入札参加者が入札書に記載したくじ番号を用いるものとし、記載がない場合には「9 9 9」を用いるものとする。
- (3) 落札者となった者は、入札執行者の求めるところにより、入札内訳書を速やかに提出すること。

12 再度入札

落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。

再度入札は 1 回とする。

初度入札において、無効の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

13 契約保証金

別紙「契約保証金について」のとおり。

14 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

15 現場説明会

開催しない。

16 その他

- (1) 天災が原因等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札を延期する。
入札・開札を延期する場合は、電話、ファクシミリ等により、必要な事項を連絡する。
- (2) 入札をした者は、入札終了後において、仕様書及び契約書（案）等について、不明を理由として異議を申し立てることができない。

17 この公告に関する問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-1-3 衛生会館 3階
地方独立行政法人埼玉県立病院機構本部 医事・契約・訟務担当 野口
電話 048-830-5985（直通）
ファックス 048-830-4905
電子メールアドレス a5970-06@saitama-pho.jp